

25監 第 13 号

平成25年11月22日

南箕輪村長 様

南箕輪村教育委員会 様

南箕輪村議会議長 様

南箕輪村代表監査委員 有 賀 松 雄

南 箕 輪 村 監 査 委 員 山 口 守 夫

平成25年度定期監査結果報告並びに意見書の提出について

地方自治法第199条第4項及び南箕輪村監査委員条例第3条の規定に基づき定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項及び同条第10項の規定によりその結果報告及び意見の提出をします。

I 監査の概要

1 監査の対象

村の財務事務の執行状況及び行政監査に関する基本的事項について、平成 25 年度の上半期（平成 25 年 4 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日まで）における事務事業の執行状況について監査を実施した。

2 監査の対象とした課等

総務課、議会事務局、選挙管理委員会、監査事務局、財務課、会計係、住民福祉課、子育て支援課、産業課、農業委員会事務局、建設水道課、教育委員会

3 監査の期間

平成 25 年 10 月 28 日・29 日・31 日・11 月 1 日・8 日・9 日・14 日の 7 日間

4 監査の内容

財務監査を主に会計経理、事業の経営管理が適正かつ効率的に実施されているか、特に内部統制・経済性が発揮されているかについて、主として下記事項の監査を実施した。なお、あらかじめ監査資料の提出を求め監査した。書類監査のほか事業現場等（別紙）の現状について、実地調査も併せて実施した。

- ① 計画的に予算執行されているか
- ② 工事の実施事務は適正になされているか
- ③ 契約・検収事務は適正になされているか
- ④ 備品の購入事務は適正になされているか
- ⑤ 各種団体への負担金、補助金の支出事務は適正になされているか
- ⑥ 効率的な事務執行がなされているか。

II 監査の結果

指定した重点項目を主に会計・経理さらには内部統制・経済性、特に

- ① 関係法令に準拠して調整されているか
- ② 財産の管理は適正か
- ③ 財政運営は健全か
- ④ 予算の執行にあっては効率かつ適正に処理されているか

の諸点について検討を行った結果、適正に実施されており、監査した範囲においては、その内容に誤りもないものと認定した。

監査の結果は総体的にみて、各事務事業の執行はそれぞれ適正、かつ効率的に行われており、所期の目的に沿って遂行され概ね良好と認められた。

なお、保育料の収納状況については、昨年と比べ収納率が上がり滞納が減っており、努力の成果がみられる。他の税や料金についても滞納繰越しとならないよう、引き続き努力されたい。